

広島県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和六年四月八日までの間、縦覧に供する。

令和六年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

東海田広島線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧	新	旧			
安芸郡府中町字唐柿谷山五八一番一地从先から 安芸郡府中町字唐柿谷山五八一番一地从先まで		一四・三〇 二二・二〇	一四・三〇 三〇・二〇	一四・三〇 一八・三〇	八一・三〇	拡幅
安芸郡府中町山田五丁目三八七番一地从先から 安芸郡府中町山田五丁目三八七番一地从先まで		一四・七〇 三六・九〇	一四・七〇 三〇・九〇	九・九〇	九・九〇	拡幅
安芸郡府中町字掲倉山三八七番五八地先から 安芸郡府中町字掲倉山三八七番五八地先まで		一七・六〇 二六・六〇	一七・六〇 二六・六〇	一七・六〇 二八・一〇	二三・〇〇	拡幅